

『土左日記』和歌直後の重複する「詠む」「言ふ」について

曾根誠一

『土左日記』和歌直後の重複する「詠む」「言ふ」について

曾根 誠 一

はじめに

『土左日記』に収載されている和歌五十七首中の五十首には、その前後の片方乃至双方に、「詠む」「言ふ」という語が記されている。和歌の前後を問わず、最初に記される「詠む」「言ふ」という語が、その和歌が披露される方法を具体的に表現していること——「詠む」は、普段とは異なる発声方法で、リズムを付けて披露する和歌であり、これが一般的な披露の方法である。「言ふ」は、「詠む」という披露の方法を取ることができない、個別の事情がある場合に、口ずさんで披露する和歌である——については、既に別稿^{〔1〕}（以下、前稿と称する）で論じたことがある。

本稿では、和歌の直前に「詠む」「言ふ」という、和歌披露の具体的方法を表現する語が記された上で、直後にも「詠む」「言ふ」が重複して記されている事例を検討することで、

和歌の直後に記されるこれらの語が、如何なる役割を果たしているのか。また、具体的に、どのようなことを表現しているのかについて、考えてみたいと思う。

一

まず、和歌の直後に重複して記される「詠む」「言ふ」という語の認定については、「と」「とぞ」等で、和歌と後文が連続していることが、明確な事例に限定して、前稿での分類から該当する事例だけを記すと、次の14例になる（事例の番号の下は、初句、数字は日付を表す）。

I型〈詠む 和歌 詠む〉3例

⑧「行く先に」1／7・23 「青海原」1／20・28 「わたつみの」1／26

II型〈詠む 和歌 言ふ〉9例

⑥「棹させど」12／27・⑬「まことにて」1／11・
⑭「世の中に」1／11・⑳「漕ぎて行く」1／22・

㉔「年ごろを」1／29・㉘「寄する波」2／4・㉙「忘れ貝」2／4・㉚「折り来る」2／5・㉛「君恋ひて」2／9

V型〈言ふ和歌詠む〉1例

⑨「行く人も」1／7

VI型〈言ふ和歌言ふ〉1例

⑤⑥「生まれしも」2／16

最も多い事例は、和歌の直後に「言ふ」が記される、II型〈詠む和歌言ふ〉の9例であり、これが一般的、基本的な類型ということになる。VI型〈言ふ和歌言ふ〉1例も加えると、10例となる。次いで多いのは、I型〈詠む和歌詠む〉3例であり、V型〈言ふ和歌詠む〉1例も加えると、4例となる。ついでには、和歌の直後に「詠む」が記される4例の内、前後に同じ「詠む」が記されるI型の事例について、次節で検討してみたい。

二

I型〈詠む和歌詠む〉3例の内、その初例である一月七

日条「破子持たせて来たる人」⑧番歌から、検討することにしたい。

今日、破子持たせて来たる人、その名などぞや、今思ひ出でむ。この人、歌よまむと思ふ心ありてなりけり。とかくいひひひて、「波の立つなること」とうるへいひて、よめる歌、

⑧行く先に立つ白波の声よりもおくれて泣かむわれや
まさらむ

とぞよめる。いと大声なるべし。持て来たる物よりは、歌はいかがあらむ。この歌を、これかれあはれがれども、一人も返しせず。しつべき人もまじれど、これをのみいたがり、物をのみ食ひて、夜更けぬ。この歌主、「まだまからず」といひて立ちぬ。(傍線は稿者、以下同じ。)

新編日本古典文学全集本、以下「新編全集本」と略称する)これは、風波のために大湊滞留八日目となる七日に、「歌よまむと思ふ心」を抱く在地の男が到来し、「破子」を差し入れる。前任国司一行の人々に、⑧番歌「行く先に」を贈歌する大湊在住の男は、「破子」を持参していることから、経済力を有するとともに、和歌を創出し、普段とは異なる発声方法で、リズムを付けて披露する「詠む」技術を身に付けた、

教養を有する人物でもあることから、大湊の有力者・名士という立場にある人物なのである。

この訪問は、「歌よまむと思ふ心ありて」という、都人と和歌の贈答をする榮譽を得んとする下心に基づく、私的な行為ではあるものの、一行の人々の無聊を慰勞し、旅の前途を予祝する和歌を創出することは、男の大湊における社会的地位・立場を勘案すると、「晴」の儀式に准ずる行為であったと考えてよいであろう。

「行く先に立つ白波の声」という、都を指す一行の人々にとつて不吉極まりない、船旅の前途の予祝とは相反する表現を含む和歌を創出する、男の無神経さ、配慮の欠如故に、「歌はいかがあらむ」と疑問が呈され、返歌を創出可能な人も敢えてせず、放置される。それに痺れを切らした男は、所期の目的である返歌を得られぬまま、「まだまからず」と、負け惜しみを取り繕って退出する。

⑧ 番歌創出の事情を、このように理解する時、これは、公的な「晴」の儀式そのものではないものの、それに准ずる出来事であったために、和歌の直後に重複して「詠む」が記されたと理解できよう。

次に、一月二十六日条「ある女の童」②⑧番歌を、検討して

『土左日記』和歌直後の重複する「詠む」「言ふ」について

みたい。

二十六日。まことにやあらむ、海賊追ふ、といへば、夜中ばかりより船を出だして漕ぎ来る。

遂に、手向するところあり。楫取して、幣たいまつらするに、幣の東へ散れば、楫取の申して奉る言は、「この幣の散る方に、御船すみやかに漕がしめたまへ」と申して奉る。これを聞きて、ある女の童のよめる、

②⑧ わたつみのちふりの神に手向する幣の追風やまず吹かなむ

とぞよめる。

このあひだに、風のよければ、楫取いたく誇りて、船に帆上げなど、喜ぶ。

この時点における前任国司一行の船の位置については、具体的な地名が記されておらず、判然としない。十一日に室津に到着した後、滞留を重ねて二十一日に船出し、二十二日に「昨夜の泊」から「異泊」に到着した。二十六日の夜中に出航して、航路の要衝（徳島県南部の蒲生田岬、鹿首岬とも）を通過する時、「手向」する所で船の安全を祈願すべく、楫取に命じて、船中から「ちふりの神」に奉幣させている。

そのことを、日記筆者「女」が「幣たいまつらするに」

と、イ音便を用いた「くだけた口調」(新編全集本、38頁頭注三)で記していることについて、「一行の主は楫取に軽い気持で奉幣させていることを示す」と付注する新編全集本の指摘は、如何であろうか。「男もならはぬは、いとも心細し」(一月九日)と記され、土佐国へ赴任する往路は、陸路を選択した²²と思われる一行の人々は、船旅に慣れておらず、「海賊追ふ、といへば、夜中ばかりより船を出だして漕ぎ来る」指示をした、前任国司と思しき「船君」が、「ちふりの神」に「軽い気持で奉幣させている」と解釈するのは、困難であろう。奉幣の主体は、船君ではなく、船旅に慣れた「船の長しける翁」²³なのであって、楫取との日常会話自体が、音便を含む「くだけた口調」で交わされる、その雰囲気を反映した表現であるという解釈は、考えられてよいように思われる。

その幣が、船の進行方向である東に散り、順風である追風が吹き続けるよう、「御船すみやかに漕がしめたまへ」と、操船の責任者である楫取は、「ちふりの神」に祈願する。この儀式の場に居合わせた「ある女の童」は、²⁸番歌「幣の追風やまず吹かなむ」と、楫取と同趣旨のことを、普段とは異なる発声方法で、リズムを付けて披露する。この和歌は、「ちふりの神」に対する奉納和歌として、奉幣と同様の機能を果

たすとともに、一行の人々の切実な願望を代弁する役割をも果たすものであった。

楫取の「ちふりの神」に対する奉幣は、船旅の安全を祈願する〈晴〉の重要な儀式であり、「ある女の童」の和歌もまた、楫取と同様に、船旅の安寧を祈願して「ちふりの神」に奉納する、〈晴〉の行為として、重要な役割を果たしているといえよう。

このように考える時、和歌の直後に重複して「詠む」が記されたのは、²⁸番歌が〈晴〉の儀式の和歌であったためであると考えられよう。

次に、一月二十日条「阿倍仲麻呂」²⁹番歌を、検討してみたい。

…昔、阿倍仲麻呂といひける人は、唐土にわたりて、
 帰り来ける時に、舟に乗るべきところにて、かの国人、
 馬のはなむけし、別れ惜しみて、かしこの漢詩作りなど
 しける。飽かずやありけむ、二十日の夜の月出づるまで
 ぞありける。その月は、海よりぞ出でける。これを見て
 ぞ仲麻呂のぬし、「わが国に、かかる歌をなむ、神代よ
 り神もよむ給び、今は上、中、下の人も、かうやうに、
 別れ惜しむ、喜びもあり、悲しむもある時にはよむ」と

て、よめりける歌、

②3 青海原ふりさけみれば春日なる三笠の山に出でし月
かも

とぞよめりける。かの国人、聞き知るまじく、思ほえたれども、言の心を、男文字にさまを書き出だして、このことは伝へたる人にいひ知らせければ、心をや聞き得たりけむ、いと思ひのほかになむ賞でける。唐土この國とは、言異なるものなれど、月のかげは同じことなるべければ、人の心も同じことにやあらむ。

これは、二十日の夜の月が海の中から出てくるのを見た、筆記者「女」が、仲麻呂の故事を想起して、記したものである。

仲麻呂は、帰朝する時、乗船する港で、唐の友人主催の「馬のはなむけ」に臨み、漢詩を詠作し合つて別離を惜しんだが、思いは尽きず、二十日の夜の月が海から昇るまで、時を共有した。そこで、眼前の月を見て、このような時は、神代の時代は神が、現在は身分の上下を問わず、皆が和歌を創出するのだといって、故国の「三笠の山に出でし月」と同じであると回想し、②3 番歌を普段とは異なる発声方法で、リズムを付けて披露した。その趣旨を、通訳を通して理解した唐の友人達は、「月のかげ」の普遍性に「人の心」の共通性、普遍性

を見出して賞賛している。

この「馬のはなむけ」は、現世での再会は望み得べくもない、今生の別離を前提とした惜別の場であり、それは「晴」の儀式であったのであり、それ故に、②3 番歌の直後に、重複して「詠む」が記されたのであろう。

以上のように、I型3例は、「晴」の場乃至それに準ずる場で創出された和歌であることが、確認されるのであり、そうした場合に限つて、和歌の直後にも、重複して「詠む」が記されているのである。すなわち、〈詠む 和歌 詠む〉の和歌直後の「詠む」は、その創出歌が、「晴」乃至それに準ずる場のものであることを表現する形式なのだ、と考えるのである。

三

次に、和歌の直後に「詠む」が記されるV型〈言ふ 和歌 詠む〉1例の、一月七日条「ある人の子の童」⑨ 番歌は、経済力と和歌の教養を兼ね備えた「破子持たせて来たる人」たる大湊の名士の贈歌、⑧ 番歌に対する返歌として創出されている。

ある人の子の童なる、ひそかにいふ。「まろ、この歌

の返しせむ」といふ。おどろきて、「いとをかしきことかな。よみてむやは。よみつづくは、はやいへかし」といふ。「まからず」とて立ちぬる人を待ちてよまむ」とて求めけるを、夜更けぬとにやありけむ、やがていにけり。「そもそもいかによむだる」と、いぶかしがりて問ふ。

この童、さすがに恥ぢてはいはず。強ひて問へば、いへる歌、
 ⑨行く人もとまるも袖の涙川汀のみこそ濡れまさりけれ

となむよめる。かくはいふものか。うつくしければにやあらむ、いと思はずなり。

この⑨番歌が、「いへる歌」として創出された事情に関しては、既に前稿で言及しており、その論述と重複することを、お断りしておく。

大湊の名士は、⑧番歌「行く先に」を創出・披露するが、前任国司一行の旅先で白波が立つという、不吉な内容を含むものであったために、誰も対応せず、返歌を得られない不本意を取り繕って、退場する。

「ある人の子の童」が、返歌を創出すると発言すると、その場に居合わせた人々は、「よみてむやは」と、詠歌能力に疑問を呈し、「よみつづくは、はやいへかし」と披露を催促

する。大湊の名士の帰宅確認後、人々は「そもそもいかによむだる」と、再度、童に対する不審を顕わにする。こうした詰問に気後れし、萎縮した童は、羞恥心を抱いて披露しようとはしない。そこで、人々は、「強ひて」創出歌を披露させることとなる。

⑨番歌「行く人も」を「言ふ」童は、返歌の創出を訝しがる人々の繰り返される詰問に、精神的威圧を感じるとともに、強引に披露させられる極度の精神的圧迫を受ける状況下で、普段通りの方法で創出歌を披露することは、困難であった。

こうした状況下で、「言ふ」という和歌を口ずさむ方法で披露された⑨番歌は、「晴」の儀式に准ずる場で創出された、大湊の名士の⑧番歌に対する返歌として創出され、「いと思はずなり」と評される秀逸な出来映えであったことから、「媼翁」の和歌として、「たよりあらばやらむ」と取り扱われている以上、これも、「晴」に准ずる和歌として位置付けられているのであり、それ故に、⑨番歌の直後に「詠む」が記されたのである。

以上、I型〈詠む 和歌 詠む〉3例と、V型〈言ふ 和歌 詠む〉1例の4例を検討した結果、和歌の直後に「詠む」が重複して記される場合は、全て「晴」の場乃至それに准ずる場で創

出された和歌なのであり、直後に重複して記される「詠む」は、そうした創出歌の性格を表現する形式なのだ、と考えるのである。

四

次に、和歌の直後に「言ふ」が重複して記される事例を検討するのが、先ず、和歌の前後に「言ふ」が記される、Ⅵ型〈言ふ〔和歌〕言ふ〉Ⅰ例の、二月十六日条「亡児の母」^{⑤6}番歌を、検討してみたい。

思ひ出でぬことなく、思ひ恋しきがうちに、この家にて生まれし女子の、もろともに帰らねば、いかがは悲しき。船人も、みな子たかりてののしる。かかるうちに、なほ、悲しきに堪へずして、ひそかに心知れる人といへりける歌、

⑤6生まれしも帰らぬものをわが宿に小松のあるを見る
が悲しさが
とぞいへる。

この⑤6番歌が、「いへりける歌」として創出された事情に關しては、既に前稿で言及しており、その論述と重複することをお断りしておく。

土佐国から帰邸して、恋しく思い出されるのは、ここで生まれた「女子」が、一緒に生還できなかつたことであり、その悲嘆は、任国で誕生した「子」が無事に帰京して、群がり騒ぐ「船人」の歓喜と対比して叙述され、亡児の母の孤立が強調される。

大津を出航した十二月二十七日条、一月十一日条、二月四日条と、前任国司一行の人々と共有されてきた亡児逝去に対する悲嘆は、「京の近づく喜び」が初めて記される二月五日条で、「ある人」が我が身の老いを創出する^{④3}番歌「今見てぞ身をば知りぬる住江の松より先にわれは経にけり」以降、共有されなくなる。同九日条の「みやこの近づくを喜びつつ上る」時は、「人みな、船のとまるところに、子を抱きつつ、降り乗りす」るだけで、亡児逝去の悲嘆を共有する和歌は、創出されず、両日条ともに、母の創出歌^{④4}番歌「住江に」と^{⑤1}番歌「なかりしも」が記されるのみである。加えて、筆者「女」も、五日条は、その場に同席しているものの、九日条は、母を「といひてぞ泣きける」と、助動詞「けり」を用いて叙述していることから、不在であるように、亡児の母の孤立の深化は、丹念に跡付けられて、右の十六日条の叙述に至るのである。

そして、筆者「女」の視線は、亡児の母へと絞り込まれて、母の⑤⑥番歌は、「心知れる人」と、「ひそかに」「いへりける」という方法で披露され、九日条に続けて「女」は不在ではあるものの、「京の近づく喜び」が初めて記された二月五日条以降で唯一の、亡児逝去の悲嘆を共有する人を得るのである。その「心知れる人」とは、船旅を共にした一行の人ではなく、任国に同行しなかった育ての母たる乳母であろう。

帰郷して、亡児の逝去を共に悼むことができたのは、生みの母と育ての母という、究極の肉親女性二人だけだったのであり、実母が「悲しきに堪へずして」創出した⑤⑥番歌は、この上ない悲嘆と孤立の中で、「ひそかに」口ずさむこと以外の披露の方法を、取ることができなかったためであろう。

⑤⑥番歌は、亡児の母の悲嘆が、一行の人々には共有されず、育ての母たる乳母との間でしか共有されない、極めて限定された私的な場での創出歌なのであり、それは、既述した和歌の後に重複して「詠む」を記す、「晴」乃至それに准ずる場での創出歌とは、対極の場・状況下のものとして位置付けられよう。すなわち、Ⅵ型〈言ふ〔和歌〕言ふ〉の、和歌の直後に重複して記される「言ふ」は、その和歌が私的な限定された場での創出歌であることを表現する形式なのだ、と考える

のである。

五

それでは、用例が9例と最多であるⅡ型〈詠む〔和歌〕言ふ〉の、和歌直前の「詠む」と相違する直後の「言ふ」は、如何かというところ、この形式が一般的、基本的な類型ということになろう。

『土左日記』の創出歌が、前任国司一行の人々の思いを代弁する役割を果たしていることについては、既に渡瀬茂氏⁵⁾に指摘がある。皆の思いを代弁するⅡ型の創出歌は、「詠む」という普段とは異なる発声方法で、リズムを付けて披露されるのだが、その直後に重複して記される「言ふ」は、その和歌がどのように扱われることを表現しているのであるうか。

この問題は、Ⅱ型の事例を検討することで、重複して記される「言ふ」の果たす具体的な役割、実態が明らかになると思われるので、和歌の直後に記される「言ふ」が、「と言ひつつ」と表現される事例2例を手懸かりにして、検討を加えてみたい。

先ず、一月十一日条「人」⑭番歌の事例は、次のように記されている。

この、羽根といふところ問ふ童のついでにぞ、また、昔へ人を思ひ出でて、いづれの時にか忘るる。今日はまして、母の悲しがるることは。下りし時の人の数足らねば、古歌に「数は足らでぞ帰るべらなる」といふことを思ひ出でて、人のよめる、

⑭世の中に思ひやれども子を恋ふる思ひにまさる思ひなきかな

といひつつなむ。

羽根という地名を、鳥の羽根のような地形から名付けられたのかと問う、「わかき童」の存在を契機として、一行の人々は、夭逝した亡児を想起する。その時、亡児の母が今日に限って、日頃にも増して悲嘆を深めているのは、新編全集本の「亡児にまつわる特定の忌日だったかも」（28頁頭注七）という指摘が、正鵠を射ている。

忌日として想到するのは、七七日か一周忌が一般的であるが、母の悲嘆の深さと、それを共有する一行の人々の反応や、右の記事が亡児追憶記事六箇所中の二箇所目であることを勘案すると、七七日と理解するのが穏当であるように思われる。

とすると、亡児の逝去は、十一月二十二日のこととなり、大津から出航する十二月二十七日条の亡児追憶記事初例の時

点では、まだ一か月有余（三十六日目）しか経っておらず、一行の人々が帰京の準備に勤しむ中、亡児の母は、言葉を失う程の深い悲嘆に沈んでいて、居合わせた人々がもらい泣きをする展開も、無理なく理解できるように思われる。

さて、任国への下向時、子供は亡児独りだけだったのであり（二月九日条）、一行の人々共有の子供として、象徴的な存在であった亡児が、一緒に帰京できない現実を踏まえて、帰雁の悲声に友を失った悲嘆を読み取る古歌を想起する。

「人」が創出する⑭番歌「世の中に」は、亡児の母の心情に思いを馳せ、悲嘆を共有する内容となっており、普段とは異なる発声方法で、リズムを付けて披露されたのだと理解される。そして、この創出歌が、一行の人々の亡児の母に対する深い思い遣りを代弁していることは、贅言を要すまい。

⑭番歌の直後の「といひつつなむ」は、「ある」という述語が省略されているのだが、接続助詞「つつ」を、同じ動作の反復・継続の意と理解するのか、二つの動作が並行して行われる意と理解するのか、二通りの解釈がある。『土佐日記全注釈』^⑮は、「同じ歌を繰り返し繰り返し口誦するなどということは、悲嘆哀惜の実情に添うものとはいえない」（186頁）と指摘し、「こんな歌を読み合いながら悲しみにひたつてい

る」(中田祝夫氏『新註国文学叢書 土佐日記』)と、「こんな歌を読み合つて悲しみにひたつてゐるうちにも、船は進行する」(萩谷朴氏『土佐日記新釈』)という解釈を引用している。

当該作品中の和歌は、一行の人々の思いを代弁する役割を果たしており、創出された和歌は、創出者も含めたその場に居合わせた人々によつて、繰り返し口ずさまれることで、亡児に対する悲嘆は、更に共有され続けるのであり、その意味で、繰り返し口ずさまれることは、『全注釈』の指摘とは逆に、「悲嘆哀惜の実情に添うもの」であつたと考えられるのである。

そして、一行の人々の思いを代弁するⅡ型の和歌9例中で、⑭番歌が例外的に、繰り返し口ずさまれた理由を考えると、「子を恋ふる思ひにまさる思ひなきかな」という表現は、亡児逝去の悲嘆の共有に留まらない普遍性を有しており、任国で子供を儲けた人々にとつても、身につまされるとともに、自身のこととしても実感され、共感できる内容であつたためであるように思われる。

次に、二月九日条「ある人」⑤〇番歌の事例は、次のように記されている。

かくて、船引き上るに、渚の院といふところを見つ

行く。その院、昔を思ひやりてみれば、おもしろかりけるところなり。しりへなる岡には、松の木どもあり。中の庭には、梅の花咲けり。ここに、人々のいはく、「これ、昔、名高く聞こえたるところなり」故惟喬親王の御供に、故在原業平中将の、

世の中に絶えて桜の咲かざらば春の心はのどけからまし
といふ歌よめるところなりけり」。

今、今日ある人、ところに似たる歌よめり。

④9 千代経たる松にはあれどいにしへの声の寒さは変はらざりけり

また、ある人のよめる、

⑤0 君恋ひて世を経る宿の梅の花むかしの香にぞなほにほひける

といひつつぞ、みやこの近づくを喜びつつ上る。

淀川を遡る船中から渚の院を見出して、一行の人々は等しく、有名な邸宅であり、在原業平が惟喬親王に随行して、「世の中に」歌を創出した場所であることを確認する。

その上で、眼前の風景である院後方の岡の「松の木ども」と、中庭の「梅の花」という自然は、惟喬親王と業平の時代と現

在とで、不変であることを、④⑨番歌「いにしへの声の寒さは
変はらざりけり」、⑤⑩番歌「むかしの香にぞなほにはひける」
と、二人の「ある人」が、普段とは異なる発声方法で、リズム
を付けて披露している。その際、惟喬親王が立太子できな
かった政治的悲運も、意識されていたのであろうが、自然の
不変性に対する認識は、一行の人々の間で、共有されていた
と考えてよからう。

その2首の和歌の内、⑤⑩番歌の直後にだけ、「といひつつ」
が記されたのは、何故であらうか。惟喬親王の悲運と、親王
に親炙した業平の誠意に思いを馳せつつ、眼前の梅花に、時
空を超えた自然の不変性を、「むかしの香にぞなほにはひけ
る」と認識する。その創出に、一行の人々は深く共感すると
ともに、「君恋ひて世を経る宿の梅の花」という表現は、梅
花が惟喬親王を恋い慕う意に留まらず、人々が各自の思いを
重ねて受容することが可能となる、普遍性を有していたため
に、この創出歌は、繰り返し口ずさまれることになったので
あろう。

そして、④⑨⑤⑩番歌で繰り返された自然の不変性は、十六日
条で、煌々と照る月明かりのもと、桂川を渡る時も、「淵瀬
さらに変はらざりけり」と再確認されるのだが、それが、荒

『土左日記』和歌直後の重複する「詠む」「言ふ」について

廃し果てた自邸の確認を通して、「家にあづけたりつる人の
心も、荒れたるなりけり」と人心の荒廃、人事の移ろい易く
頼みがたいことを強調するための伏線となっていることは、
贅言を要すまい。更に、臆断を述べれば、この自然の不変性
を強調する裏面には、都を六年に亘って不在にしたことに對
する不安や危惧が、潜在しているように思われる。

以上、④⑨⑤⑩番歌の事例を通して述べたことをまとめると、
和歌の直後に「と言ひつつ」が記される場合、一行の人々の
思いを代弁して創出され、「詠む」という方法で披露された
和歌は、人々が各自の思いを重ねて受容できる、普遍性を有
していたが故に、創出者も含めて、居合わせた人々が繰り返
し口ずさむことになった。そのことを、「と言ひつつ」は表
現している、と考えるのである。

六

前節で検討を加えた、和歌の直後に重複して記される「と
言ひつつ」は、直前の創出歌だけを受ける限定された表現な
のだが、直前の和歌と連続せず、「かく言ひつつ」と新たに
文を書き起こして、和歌を含めた直前の状況を踏まえる事例
が2例あるので、これを検討することで、両者の差異を考え

てみたいと思う。

先ず一月二十九日条「ある人」③③番歌の直後に、次のように記されている。

正月なれば、京の子の日のこといひ出でて、「小松もがな」といへど、海中なれば、かたしかし。ある女の書きて出だせる歌、

③②おぼつかな今日は子の日か海女ならば海松をだに引かましものを

とぞいへる。海にて、「子の日」の歌にては、いかがあらむ。

また、ある人のよめる歌、

③③今日なれど若菜も摘まず春日野のわが漕ぎわたる浦になければ

かくいひつつ、漕ぎ行く。

伸びた爪を切ろうとして、日を確認すると、丑の前日の子の日であったことから、都での正月初子の日の小松引きが想起され、「ある女」③②番歌の創出となる。船上では小松引きが不可能であることを踏まえた、「海女ならば海松をだに引かましものを」は、一行の人々の小松引きの代替措置にはならないし、心情の代弁にもならないことの自覚に基づく遠慮、気後れから、「書きて出だ」す披露の方法を取ることになる。

初子の小松引き（承平五年は一月五日）は、「子の日」に「根

延び」を重ねて、延命長寿を願う行事であり、都に居住していれば、欠かすことのない行事であった。その折に、若菜を摘むことも、併行して行われたことは、次の和歌から知られる。

子日にをとこのもとより、けふはこ松ひきになんまかりいづるといへりければ

よみ人しらず

君のみや野辺に小松を引きにゆく我もかたみにつまんわかなを（後撰集・春上・七）

こうした実態を踏まえて、「ある人」③③番歌は、「春日野」が「浦」にはないので、「今日なれど若菜も摘まず」と、「小松」は勿論のこと、「若菜も」という表現になったのであろう。

こうした正月の恒例行事としての、子の日の「小松引き」と「若菜摘み」が、船旅故に実施できなかったことは、一行の人々にとって、心残りな出来事であったろう。それ故に、直前の③③番歌の「若菜」に限定されることを回避して、二つの行事を総括して叙述するために、直前の和歌とは文を連続させず、「かく」と新たに書き起こしたのであろう。それに続く「いひつつ」は、二つの行事を実施できなかった無念さが、人々の間で共有され、相互間の遣り取りの中で、和歌も

含めて繰り返し語られ、口ずさまれたことを、表現している
のであろう。

次に、二月五日条筆記者「女」④番歌の直後に、次のよう
に記されている。

五日。今日、からくして、和泉の灘より小津の泊を追ふ。

松原、目もはるばるなり。これかれ、苦しければ、よ
める歌、

④行けどなほ行きやられぬは妹が續む小津の浦なる岸
の松原

かくいひつつ来るほどに、「船とく漕げ、日のよきに」
ともよほせば、楫取、船子どもにいはいはく、「御船より、
仰せ給ふなり。朝北の、出で来ぬ先に、綱手はや引け」
といふ。

和泉の灘から小津に到る海岸は、「松原、目もはるばるなり」
と、松原が延々と続き、水夫が懸命に曳船しても、岸辺の風
景に変化は生じず、船の進捗を実感できない。一行の人々皆
が抱く閉塞感、精神的苦痛を、筆記者「女」は、④番歌「行
けどなほ行きやられぬ」と創出する。「妹が續む」は、「小津」
の「小」に掛けた「麻」に係る枕詞であり、表現技巧が見ら
れる。

『土左日記』和歌直後の重複する「詠む」「言ふ」について

その直後の「かく」は、直前の④番歌「小津」に地域が限
定されるのを回避しつつ、松原が果てしなく続いて岸辺の風
景は変化せず、船の進捗を実感できない状況を踏まえており、
「いひつつ」は、人々相互間の遣り取りの中で、④番歌も含
めて繰り返し語られ、口ずさまれたことを、表現しているの
であろう

このように理解する時、直前の和歌に連続する表現「と言
ひつつ」は、その行動が直前の和歌に限定されるのに対して、
直前の和歌と断絶する表現「かく言ひつつ」は、直前の状況
を総括的に把握した上で、人々相互間の遣り取りの中で、そ
の和歌も含めて繰り返し語られ、口ずさまれたことを表現し
ているのであろう。両者間には、そうした差異があると考え
るのである。

七

以上、述べてきたことを踏まえて、和歌の直後の重複する
「詠む」「言ふ」という語は、如何なる具体的な状況を表現し
ているのかについて、改めて考えてみたい。

先ず、Ⅱ型〈詠む和歌言ふ〉の和歌直後の「言ふ」の内、
五節で未検討の事例について、考えてみたい。

既述したように、「と言ひつつ」が、人々の思いを代弁する創出歌に、その場に居合わせた人々が共感し、和歌創出者も含めて、繰り返し口ずさむことを表現していると考えられる以上、Ⅱ型の和歌直後の「言ふ」も、創出された和歌を確認するために、口ずさむことを意味する語だとは、考えられないであろうか。このことを、未検討の7例の中から、二五五条「ある童」④②番歌の事例を通して考えてみたい。

「今日、波な立ちそ」と、人々ひねもすに祈るしるしありて、風波立たず。今し、かもめ群れあて、遊ぶところあり。京の近づく喜びのあまりに、ある童のよめる歌、

④②折り来る風間と思ふをあやなくかもめさへだに波と見ゆらむ

といひて行くあひだに、石津といふところの松原おもしろくて、浜辺遠し。

一行の人々の祈念が神仏に通じて、風は吹かず、波も立たない風いだ海面に、鴉が群がり集まる様子を、「ある童」は、「かもめさへだに波と見ゆらむ」と創出する。この鴉を波に見立てることを、新編全集本は、「幼稚な趣向を詠むことも、京に近づく喜びのあまりの振舞としてならば認められる」（46頁頭注一）と付注するが、問題は、「幼稚な趣向」にあるの

ではあるまい。出航を不可能にする不吉な「波」に見立てることは、本来禁句である筈なのに、それを和歌に創出して、咎め立てされないのは、「京の近づく喜び」が基盤にあるからなのである。

前日の四日条では、楢取の天候判断の錯誤から、「ひねもすに波風立たず」という、出航日和を無為に過こした無念さが、「この楢取は、日もえはからぬかたあなりけり」という、辛辣な批判として記されているのだが、これは、強い「望京」の思いに裏打ちされた表現なのである。一行の人々は、一日も早い帰京を切望しているのである。

それなのに、何故に翌五日条から、突如として「京の近づく喜び」が記され、「ある童」の鴉を「波」に見立てる禁句が、咎め立てされないのかを考えると、④②番歌が創出された場所には、「石津」の手前であり、「小津」を詠み込む④①番歌「行けどなほ」の直後に、「かくいひつつ来るほどに」と記されて、船の進航が明記されている以上、「小津」の先ということになろう。

「小津」については、「大阪府泉南市男里（村瀬氏）。通説は大津とする」（日本古典集成本39頁、頭注八）、「大阪府泉大津市大津か。出发点を到着点と誤ったとする説はとらない」

(新日本古典文学大系本25頁、脚注二〇)、「大阪府泉大津市の
大津とされる。出発地を到着地と誤った(村瀬敏夫)とも」
(新編全集本45頁、頭注一四)と、付注されている。通説は
「大津」だが、「をつ」という表記との齟齬を如何に理解する
のか、疑問は氷解していない。

前任国司一行の人々が、和泉国到着を切望していたことは、
「二十二日に、和泉の国までと平らかに願立つ」(十二月)、「今
は和泉の国に來ぬれば、海賊ものならず」(一月三十日)に明
らかであるものの、二月一日は、「和泉の灘」を出発して、「黒
崎の松原」「箱の浦」を通過し、その先の某所に停泊している。
その地点を、村瀬敏夫氏は、『和泉志』「雄ノ水門男里村一作雄里村」
を根拠に、「男津」を現在の泉南市男里と推定されている
(400頁)。これは、『延喜式』卷二十八「和泉国駅」「呼喚」の
港であろう。そして、二月「一日の到着点である男津が貫之
の不注意によって、五日の到着点として記された」(401頁)と、
解釈されている。

土佐国内を移動する船旅当日の目的地は、次のように明示
されている。

- ・大津より浦戸を指して漕ぎ出づ。(十二月二十七日)
- ・浦戸より漕ぎ出でて、大湊を追ふ。(同二十八日)

『土左日記』和歌直後の重複する「詠む」「言ふ」について

・九日のつとめて、大湊より、奈半の泊を追はむとて、漕
ぎ出でけり。(二月)

・暁に船を出だして、室津を追ふ。(同十一日)

それが阿波国以降、「昨夜の泊より、異泊を追ひて行く」(一
月二十二日)のように、明示されなくなり、三十日条は「阿
波の水門をわたる」、「沼島といふところを過ぎて、たな川と
いふところをわたる」「和泉の灘といふところに到りぬ」と、
具体的に記されている。そして、二月五日条に再び、「今日、
からくして、和泉の灘より小津の泊を追ふ」と明示されるの
だが、出発地の「和泉の灘」は、一日条の「和泉の灘といふ
ところより出でて、漕ぎ行く」と同一である。加えて、五日
条で記される地名の「小津」は、当日の終着地ではなく、一
行の船は「石津」を通過し、「住吉のわたり」の先の「漂標
のもと」に停泊している。この混乱を如何に理解したらよい
のか、疑問は残ったままである。

一日条に記される地名「黒崎の松原」は、「ところの名は
黒く、松の色は青く……五色にいま一色ぞ足らぬ」、「箱の浦」
は、③番歌「たまくしげ箱の浦波立たぬ日は」のように、直
後の地の文や和歌の表現と、密接に関わっている。換言すれ
ば、直後の表現と関わりを持たない地名は、記されないのだ

といえよう。そして、五日条の「小津」もまた、④番歌「妹が續む小津の浦なる岸の松原」と、密接に関わっているのである。

ともあれ、「京の近づく喜び」が記された地点は、「小(男)津」と「石津」の間にあるのであり、両者間に存在して、一行の人々に、そのような思いを惹起する重要な拠点として想起されるのは、和泉国府の置かれていた「大津」であるように思われる。^⑧

ここは既に畿内であり、都の文化の及ぶ圏内であった。その安堵感、安心感が「京の近づく喜び」となり、鷗を「波」に見立てる禁句の④番歌創出も、咎め立てされなかったのだと思うのである。換言するならば、南海道を南に下って遠出した時の限界点が、和泉国の国府のある「大津」であったと考えるのである。^⑨

こうして、「ある童」の不吉な禁句を含む創出歌は、普段とは異なる発声方法で、リズムを付けて披露されたのであり、④番歌の直後の「といひて」は、創出した童自身を主としてつ、その場に居合わせた人々もまた、「京の近づく喜び」故に、一回的に創出歌を口ずさんで確認したのではなかるうか。

このように、Ⅱ型〈詠む 和歌 言ふ〉の和歌直後の「言ふ」

は、創出者とともに、その場に居合わせた人々が、創出された和歌を、一回的に口ずさんで確認することを表現する語なのではないかと思うのである。

八

次に、和歌の直後に「詠む」が重複して記されるⅠ型〈詠む 和歌 詠む〉・Ⅴ型〈言ふ 和歌 詠む〉と、「言ふ」が重複して記されるⅥ型〈言ふ 和歌 言ふ〉について、検討してみたい。

先ず、Ⅰ型とⅤ型の和歌の直後に「詠む」が重複して記されるのは、「晴」の場乃至それに準ずる場での創出歌の形式であることについては、二三節で既述した通りである。では、この重複する「詠む」は、創出歌がどのように扱われたことを、具体的に表現しているのであろうか。この問題を、Ⅰ型の事例としては、一月二十六日条「ある女の童」^⑩番歌を通して、考えてみたい。

既述したように、「手向」する所で、船の安全を祈願する楫取は、船中から「ちふりの神」に奉幣する。その幣は、船の進行方向の東に散り、順風の追い風が吹き続けるよう、「御船すみやかに漕がしめたまへ」と、楫取は誓願する。

この場に居合わせた「ある女の童」は、㉔番歌「幣の追風やまず吹かなむ」と、楯取と同趣旨のことを、普段とは異なる発声方法で、リズムを付けて披露する。この和歌は、「ちふりの神」に対する奉納和歌として、奉幣と同等の機能を果たすとともに、一行の人々の切実な願望を代弁する役割をも、果たすものであった。

楯取の「ちふりの神」に対する奉幣は、船旅の安全を祈願する重要な〈晴〉の儀式であり、「ある女の童」の和歌もまた、楯取と同様に、船旅の安寧を祈願して「ちふりの神」に奉納する〈晴〉の奉納和歌として、重要な役割を果たしているのである。

その和歌が披露された直後の「詠む」は、和歌創出の当事者である「ある女の童」は、勿論のこと、その場に居合わせた人々も、同じ思いを抱いて、普段とは異なる発声方法で、リズムを付けて㉔番歌を再確認し、「ちふりの神」に祈願したことを表現しているのではなからうか。

次に、V型〈言ふ〔和歌〕詠む〉の、唯一の事例である一月七日条「ある人の子の童」⑨番歌については、童の返歌の創出を訝しがる人々の繰り返される詰問に、精神的威圧を感じるとともに、強引に披露させられる極度の精神的圧迫を受け

る状況下では、普段通りの方法で創出歌を披露することは、困難であり、「言ふ」という口ずさむ方法で披露せざるを得なかったのだが、それを聞き取り得たその場に居合わせた人は、予想外の秀歌を「詠む」——普段とは異なる発声方法で、リズムを付けて披露する——という方法で、周囲の人々に伝達、披露したのではなからうか。

ともあれ、和歌の直後の重複する「詠む」は、和歌創出者自身が再確認するとともに（状況的にそうとは考えられない⑨番歌を除く）、その場に居合わせた人々もまた（㉔番歌の、仲麻呂との送別の宴に参加した唐の友人達を除く）、創出歌を普段とは異なる発声方法で、リズムを付けて再確認することを表現していると思うのである。

そして最後に、VI型〈言ふ〔和歌〕言ふ〉の、和歌直後に「言ふ」が重複する二月十六日条「亡児の母」⑤⑥番歌は、私的な限定された場での創出歌であることを表現する形式であること、四節で既述した通りなのだが、具体的にどのように扱われたことを表現しているのかを考えると、帰郷時、亡児の逝去を共に悼むことができたのは、生みの母と育ての母という、究極の肉親女性二人だけだったのであり、実母が「悲しきに堪へずして」創出した⑤⑥番歌は、「ひそかに」口ずさむ以外

の披露の方法を、取ることができなかつたのである。そのようにして創出・披露された和歌を、創出者である実母自身が再度口ずさんで確認するとともに、その場に唯独り居合わせた育ての母たる乳母もまた、悲嘆にうち拉がれながら、同じ思いを抱いて口ずさみ、悲嘆を共有した。こうしたことを表現していると思うのである。

九

以上、述べてきたことをまとめて、結語としたい。

和歌の直後に重複して記される「詠む」「言ふ」については、Ⅱ型〈詠む〉**和歌**言ふが一般的、基本的な類型であり、「詠む」が重複して記されるⅠ型〈詠む〉**和歌**詠むと、Ⅴ型〈言ふ〉**和歌**詠むについては、「晴」の場乃至それに準ずる場で創出された和歌であることを、表現する形式であること。そして、Ⅵ型〈言ふ〉**和歌**言ふについては、私的な限定された場で創出された和歌であることを、表現する形式であることを述べた。

また、和歌の直後に重複して記される「詠む」「言ふ」が表現する具体的な実態については、Ⅱ型⑭⑤⑩番歌の和歌に連続する「と言ひつつ」を手懸かりにして、Ⅱ型とⅥ型の直後

の「言ふ」は、創出者とその場に居合わせた人々が、創出歌を再確認するために、口ずさむことを表現していること。そして、Ⅰ型とⅤ型の和歌直後の「詠む」は、創出者とその場に居合わせた人々が、創出歌を普段とは異なる発声方法で、リズムを付けて再確認することを表現していると考えてみた。大方の御批正を仰ぎたく思う。

尚、和歌の前後で「詠む」「言ふ」が重複する事例を、他作品に求めると、『伊勢物語』に12例（前後に「詠む」11例、直前に「詠む」直後に「言ふ」1例）、『大和物語』に21例（前後に「詠む」10例、前後に「言ふ」4例、直前に「詠む」直後に「言ふ」5例、直前に「言ふ」直後に「詠む」2例）、『平中物語』に6例（前後に「言ふ」が確認される）。

これらの歌物語では、和歌が披露される場を、具体的に記す事例もあれば、全知的視点に立って、登場人物間の交流の顛末を、和歌の遣り取りを通して描出する事例もあって、『土左日記』のように、日次の形式を取り、日を跨ぐことなく、和歌が披露される場を具体的に書き記している事例に限定される訳ではない。また、創出された和歌が、その場に居合わせた人々皆の思いを、常に代弁する役割を果たしている訳で

もない。それ故に、『土左日記』で確認した重複の事例の検討結果が、そのまま他作品の事例に転用できる訳ではなく、そうした意味で、『土左日記』の事例は、独自の表現なのであり、他作品の場合は、個別の具体的検討が必要であることを確認して置く。

註

(1) 拙稿「『土左日記』「言ふ」歌の再検討——「詠む」歌との差異について」(『日記文学研究誌』第23号 二〇二一年七月)

(2) 竹内理三氏「土佐国に赴任するの記」(『日本古典註釋歌歌叢書 月報6』「土佐日記全注釈」角川書店 一九六七年八月)は、『延喜式』では、土佐国と京との連絡

は、陸路でも水路でも、どちらでもよい(3頁)のだが、「土左日記のかきぶりから見ると、貫之の往路は、陸路によつたらしいことが、何となく想像される」と指摘され、竹村義一氏『土佐日記の地理的研究 土佐国篇』(笠間書院 一九七七年四月) 249頁と、村瀬敏

夫氏『紀貫之伝の研究』(桜楓社 一九八一年一月)

368頁は、これを追認されている。

(3) 「船君」と「船の長しける翁」が別人と考えられることは、註(1) 拙稿の注4で指摘した。

(4) 助動詞「けり」の研究史と「過去助動詞の理論的モデル」については、井島正博氏「中古語過去・完了表現の研究」(ひつじ書房 二〇一一年二月)が詳しい。だが、「けり」の機能については、中西宇一氏「助動詞「けり」の間接性」(『女子大國文』第30号 一九六三年六月)が「伝聞したことがらを、話手はそれを確かなものとして主観的に把握し、かかる主観的な把握において、それを自らの聞き知っていること自らの了解したこととして(自らその責任をもって)述べる、すなわち、伝聞事実の主観的な把握において、話手自らの責任において語るものとして述べる」(15頁)ものと指摘される理解に従っておく。

(5) 渡瀬茂氏『土左日記』の「ある人」について——作中歌詠者設定の問題(『平安文学研究』第68輯 一九八二年二月)。尚、氏は、前任国司一行の人々の思いを「代表」して和歌が創出されると指摘されるが、「代表」という語には、集団の中で特に優れた人物という意も包含され得るので、「代弁」という語に置換

して論述する。

- (6) 萩谷朴氏『土佐日記全注釈』（角川書店 一九六七年八月）

- (7) 和歌の引用は、『新編国歌大観』に依った。

- (8) 『更級日記』に、「冬になりて上るに、大津といふ浦に舟に乗りたるに、その夜、雨風、岩も動くばかり降りふぶきて、雷さへなりてとどろくに、波のたちくる音なひ、風の吹きまどひたるさま、おそろしげなること、命かぎりつと思ひまどはる。岡の上に舟を引き上げて夜を明かす」（新編日本古典文学全集本、353頁）と、荒天で出航を取り止めたのだが、「五六日」後、「国の人々集まり来て、「その夜この浦を出でさせたまひて、石津に着かせたまへらましかば、やがてこの御舟なごりなくなりなまし」などいふ」と記されている。和泉守在任中の兄定義の命令で訪れたのであろう、国庁の役人の発言から、大津と石津の位置関係が理解されよう。
- (9) 山陽道を西に下った時の限界点は、光源氏が朝廷に官位を返上して赴いた、畿内摂津国の西端「須磨」であったらう。

このことは、『竹取物語』で、筑紫の海での龍の首の

玉の入手に失敗した大伴御行の船が、三四日続く順風で吹き寄せられたのは、「須磨」と隣接する畿外の「播磨の明石の浜」であつたことから、理解できるように思われる。

（そね・せいいち／日本文学科特任教授）